(5)廃棄物関係施設の立地及び周辺対策

廃棄物関係施設は、都市生活にとって必需的な施設であるにもかかわらず、住民にとってはnimby (not in my back yard:人の嫌がる施設の立地は社会的に必要なことを認めながら、自分の住まいのまわりに立地する場合には反対する)意識から、いわゆる迷惑施設と見られがちであった。

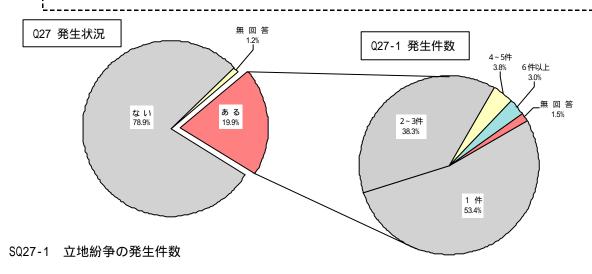
今日でも、この認識は依然として変わっておらず、むしろ広がっているとさえ言われている。だが、住民等への説明手法や対策内容に合理的客観的なものが見られ始めており、従来型の説得や見返り施設による妥協以外に、環境影響評価や関係地域との安全協定等の締結が数多く実施されているという状況は見失ってはならない。

Q27 立地紛争の発生状況

貴市において、現在、一般廃棄物関係施設の立地等に関連して地域住民等との意見の食い 違いや対立等が起こっていますか。(あてはまるもの1つに)

【施設立地に関して2割の都市で地域住民等との紛争が発生】

廃棄物関係施設の立地等に関しての地域住民等との「意見の食い違いや対立」(以下では、このことを「立地紛争」ということにする)は、現在では約2割の都市において起こっている。とくに、人口30万以上の規模の都市においてその発生が多いという結果となった。全国で5都市に1市の割合で立地紛争が発生しているというこの状況は、対象施設を廃棄物関係施設に限定しているのだから、やはり多いと言わざるをえない。



その件数はどれくらいですか。次の区分から選んでください。(あてはまるもの1つに)

【複数の紛争を抱える都市も相当数】

立地紛争の発生件数は、発生しているとする都市の半数強が1件のみとなっている。ほとんどが2~3件内の発生状況となっている。

		÷10	Q27 住 民との対立 等の有無			SQ27-1 対立等の発生件数					
		調 査 数	あ	な	無	1	2 3 件	4 } 5	6	無	
					回				6件以上	回	
			る	۱J	答	件 件 件	件	上	答		
	合 計	669 100.0	133 19.9	528 78.9	8 1.2	71 53.4	51 38.3	5 3.8	4 3.0	2 1.5	
	3 万人未満	69 100.0	11 15.9	5 6 81.2	2 2.9	6 54.5	4 36.4	1 1		1 9.1	
	~ 5万人未満	151 100.0	27 17.9	123 81.5	1 0.7	18 66.7	7 25.9	2 7.4	-	-	
人	~10万人未満	225 100.0	41 18.2	183 81.3	1 0.4	19 46.3	19 46.3	2 4.9	-	1 2.4	
口規模	~20万人未満	121 100.0	27 22.3	9 1 75 . 2	3 2.5	16 59.3	9 33.3		2 7.4	-	
模	~30万人未満	39 100.0	7 17.9	32 82.1	-	4 57.1	28.6	-	1 14.3	-	
	3 0 万人以上	52 100.0	14 26.9	37 71.2	1 1.9	5 35.7	7 50.0	7 1 7 1	7. 1	-	
	指定都市	12 100.0	6 50.0	6 50.0	-	50.0	3 50.0		-	-	

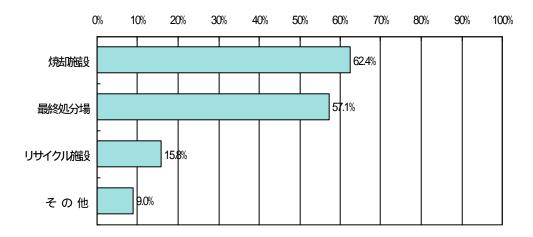
その施設はどのようなものですか。(あてはまるもの全てに)

【いわゆる迷惑施設で顕著】

どのような施設で立地紛争が生じているかといえば、全国的には焼却施設が最も多く、 それに最終処分場、リサイクル施設が続いている。この順位は人口 2 0 万以上の都市規模 から違っており、最終処分場の方が焼却施設よりも多くなっている。

,-----

その他の施設として、し尿処理施設、RDF施設、ごみの中継所、最終処分場への積み出し基地、生ゴミ肥料施設等があげられている。

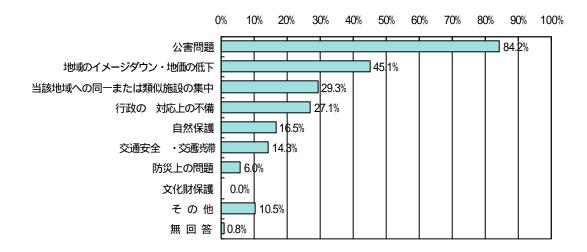


		.	SQ27-2 対立等の発生施設種別							
		調 査 数	リサイクル 施	焼却施設	最終処分場	そ の #				
			ル 設			他				
	合 計	133 100.0	21 15.8	83 62.4	76 57.1	12 9.0				
	3万人未満	11 100.0		8 72.7	5 45.5	1 9.1				
	~ 5万人未満	27 100.0	3 11. 1	19 70.4	18 66.7	2 7.4				
人	~ 1 0 万人未満	41 100.0	6 14.6	26 63.4	22 53.7	5 12.2				
口規模	~ 2 0 万人未満	27 100.0	7 25.9	16 59.3	14 51.9	2 7.4				
模	~ 3 0 万人未満	7 100.0	2 28.6	2 28.6	3 42.9	1 14.3				
	3 0 万人以上	14 100.0	2 14.3	8 57.1	10 71.4	7.1				
	指定都市	6 100.0	1 16.7	4 66.7	4 66.7	-				

その対立等について(複数の場合には、最近の例を1つ選んでください)、発生の契機、 背景、理由等を教えてください。(あてはまるもの全てに)

【公害問題が大半の紛争の要因となるが、その他多岐に渡る】

紛争発生の契機や理由等は、84.2%が「公害問題」であり、それに「地域のイメージダウン、地価の低下」(45.1%)が続いている。施設の性格や内容、これまでの立地経験等が紛争の引き金になっているのであろう。それに同じような施設の一定地域への集中立地も3割近くになっている。この他に、「行政の対応上の不備」によって紛争が生じているというのも27.1%もあった。「その他」の回答としては、ダイオキシン発生への不安、施設立地についての賛成派と反対派の対立、地元説明や計画の公表等の手順の問題、締結されている安全協定事項の解釈、ごみ処理施設への感情的問題等があげられている。



			SQ27.3 対立等の発生理由等									
		調 査 数	公宝	当 同 ー 説 ま 設	交 .	防災	自妖	文化	地 域 の の 低	行対 政応 の上	そ	無
		銰	公害問題	当該地域に	安交全通	上の	自 然 保 護	文化財保護	のウ低イン下	ο E	Ø	
			~2	域への集中	・交通安全	防災上の問題	HX.	護	メ・	の 不 備	他	答
	合 計	133 100.0	112 84.2	3 9 29 . 3	19 14.3	8 6.0	22 16.5		60 45.1	36 27.1	14 10.5	1 0 . 8
	3 万人未満	11 100.0	11 100.0	3 27.3	1 9 . 1	2 18.2	1 9.1		5 45.5	2 18.2	-	<u>.</u>
	~ 5万人未満	27 100.0	18 66.7	7 25.9	4 14.8	1 3.7	4 14.8		10 37.0	12 44.4	3 11.1	<u>.</u>
人	~ 1 0 万人未満	41 100.0	35 85.4	9 22.0	9 . 8	1 2.4	4 9.8		15 36.6	11 26.8	5 12.2	1 2 . 4
人口規模	~ 2 0 万人 未満	27 100.0	23 85.2	10 37.0	3 11.1	1 3.7	5 18.5		14 51.9	7 25.9	5 18.5	<u>.</u>
模	~ 3 0 万人未満	7 100.0	6 85.7	57 . 1		1 4 . 3	3 42.9		4 57.1	1 1 4 . 3		
	3 0 万人以上	14 100.0	13 92.9	28.6	5 35.7	7 . 1	3 21.4		8 57.1	3 21.4	1 7.1	
	指定都市	100.0	6 100.0	2 33.3	33.3	1 16.7	2 33.3		4 66.7	-		

Q28 立地対策の現状

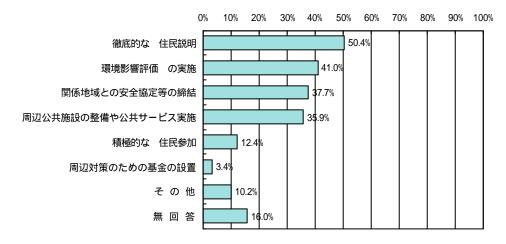
一般廃棄物関係施設の立地に関して、現在行っている主な事業、対策等は次のうちどのようなものですか。(あてはまるもの全てに)

【住民説明の徹底、環境影響評価、地域還元等が代表的】

立地周辺の地域住民対策としては、施設立地にとっての基本的な行為としての「徹底的な住民説明」が最も多く、半数の都市において実施されている。それに次いで、これも基本的な立地対応であるが、「環境影響評価の実施」が全体の4割の都市において行われている。また、立地後の運営等の取り決めや地域還元対策も3分の1を超える都市において実施されている。つまり、「関係地域との安全協定の締結」が約38%、周辺地域への地域還元対策としての公共施設の整備や給湯等の提供が約36%となっている。

この地域住民対策は大都市圏と地方圏とではまったく異なる状況を見せている。大都市圏では「環境影響評価」が「徹底的な住民説明」をわずかながら抜いて最も多くなっている。人口規模が大きくなると、この環境影響評価の割合が増えているが、都市化が進むと説得よりも調査結果の方が住民対応として有効だということであろう。

「その他」の対策としては、周辺地域の公園・道路・下水道・農道・農業用排水施設等の優先的整備や地域住民との協議会の定期的開催が目立っている。また、立地対策そのものの地域間の格差を生じさせないように、住民説明や住民参加の実施基準を決めている地域もある。さらにまた、健康被害を出さないことを重点において施設周辺住民への無料の健康診断を行う地域もある。



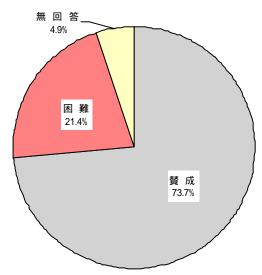
_												
			Q 2 8 周辺住民対策									
		調 查 数	徹底	積 極	環境	関安締係全結	周め置辺の	周のサ辺整十	そ	無		
		×X	的住た民	的住口	影響の	地協	対策のの	公備ビス	の	回		
			住 住 民 説 明	的 住 民 参加	環境影響評価 の実施	関係 地域との 安全協定等の	ののた設	 備や公共 な実施	他	答		
	合 計	669 100.0	337 50.4	83 12.4	274 41.0	252 37.7	23 3.4	240 35.9	68 10.2	107 16.0		
	3 万人未満	69 100.0	35 50.7	5 7.2	15 21.7	14 20.3	3 4 . 3	16 23.2	8 11.6	16 23.2		
	~ 5万人未満	151 100.0	71 47.0	10 6.6	4 8 31 . 8	58 38.4	4 2 . 6	48 31.8	13 8 . 6	27 17.9		
ᇫ	~ 1 0 万人未満	225 100.0	107 47.6	33 14.7	87 38.7	89 39.6	8 3 . 6	66 29.3	28 12.4	31 13.8		
(口規模	~ 2 0 万人未満	121 100.0	59 48.8	18 14.9	61 50.4	46 38.0	5 4 . 1	49 40.5	10 8.3	20 16.5		
模	~ 3 0 万人未満	39 100.0	26 66.7	20.5	2 2 56 . 4	15 38.5	2 5 . 1	20 51.3	5 12.8	5 12.8		
	3 0 万人以上	52 100.0	28 53.8	5 9 . 6	29 55.8	23 44.2	1 1.9	30 57.7	3 5 . 8	8 15.4		
L	指定都市	12 100.0	11 91.7	33.3	12 100.0	7 58.3	-	11 91.7	1 8.3	-		
圏	大都市圏	244 100.0	108 44.3	41 16.8	110 45.1	84 34.4	10 4.1	88 36.1	38 15.6	43 17.6		
域	地方圏	425 100.0	229 53.9	42 9.9	164 38.6	168 39.5	13 3.1	152 35.8	30 7.1	64 15.1		

Q29 総合的複合的まちづくりとしての廃棄物対策

廃棄物対策を円滑に進めるに当たっては、廃棄物問題を総合的なまちづくりの中に正しく位置づけたり、都市計画や文化・生涯学習等、他の行政分野の施策・事業との複合的な政策を実施すべきとの意見がありますが、これについてどうお考えですか。(あてはまるもの1つに)

【4分の3の都市が他の行政施策との複合的取り組みを肯定】

廃棄物対策を円滑に進めるための方策として、他の行政分野等との総合的複合的な対応の考え方への意見の賛否をたずねたものである。その結果は4分3弱の都市が賛成であった。それに対して、そういう対応は困難だという意見が2割強も見られた。この困難だという意見は立地対策等の理想と現実の隔たりの大きさを指摘するものであろう。



		4	Q29 総 合的複合的 政策の是非					
		調査数	賛	困	無			
		数			回			
			成	難	答			
	合 計	669 100.0	493 73.7	143 21.4	33 4.9			
	3万人未満	69 100.0	50 72.5	14 20.3	5 7.2			
	~ 5万人未満	151 100.0	97 64.2	47 31.1	7 4.6			
人	~ 1 0 万人未満	225 100.0	168 74.7	45 20.0	12 5.3			
.口規模	~20万人未満	121 100.0	90 74.4	25 20.7	6 5.0			
楔	~30万人未満	39 100.0	33 84.6	6 15.4	-			
	3 0 万人以上	52 100.0	43 82.7	6 11.5	3 5.8			
	指定都市	12 100.0	12 100.0	-	-			

貴市において具体的事例等があれば、お書きください。(自由記入)

【計画による管理、施設の複合化、周辺整備、リサイクルプラザの活用、教育との連携、イベントの開催等が行われている】

具体例を自由回答で求めたということもあり、記述内容は多岐に及んでいる。だが、内容の傾向はおおむね次の6つに集約される。

第1は廃棄物対策を個別事業として孤立させないで、市民生活の根幹にかかわる課題であり、市政全体の総合的取り組みをすすめているというものである。つまり、環境基本条例、環境基本計画、市の総合計画、都市計画のマスタープラン等に適正に位置づけて総合的に実施するというものである。

総合計画における位置づけの事例としては、クリーンセンターを工業団地とともに新産業 ゾーンとするものや最終処分場の埋立地をグリーンベルト構想に位置づけて大規模公園にし ていこうという計画などがある。

第2は施設の複合化である。し尿処理施設と市役所の複合化、焼却工場へのその余熱利用施設や公園の併設、温水プール、老人施設、サイクリングターミナルの一体的整備等がその事例である。この種の施設の立地等についての住民参加の事例もある。

第3は周辺公共施設の整備である。これは立地対策の側面が強いが、周辺道路、公園、老人福祉センター等が代表的なものである。

第4はリサイクルプラザの設置とその活用である。リサイクルプラザの設置によって、市民活動を推進し、環境保全の情報を発信することによって、廃棄物対策を総合化していこうとするものである。人の集まる駅周辺へのリサイクルプラザの設置やリサイクルプラザの他の市民施設との複合化も実施されている。

第5は教育・学習との連携である。学校教育に関して、廃棄物対策の実態等のまとめを小中学校の社会科授業等の副読本として作成配布する事例は多い。また、社会教育、生涯学習に関しては、廃棄物対策についての講座の設置事例も多い。

学校施設の活用の事例もみられ、小学校に生ごみ処理機を配置することや学校単位のペットボトルや紙パルプの拠点回収等がある。

第6は広報イベント、フェスティバル、キャンペーンの積極的実施である。その主なものは廃棄物関係施設の施設見学会や場内等において実施されるイベントである。また、学校においても生涯学習においても講師の派遣等が積極的に行われるなどPRに力を入れている。